

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	16 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から43年3月まで  
② 昭和44年11月から45年3月まで

私の国民年金手帳に記載された被保険者資格取得日が、昭和39年2月14日とされていることから、その日にA市役所で国民年金に加入したと思われ、自分で同市役所に国民年金保険料を納めた。その納付期間のうち、44年11月から45年3月までの期間については、私の国民年金手帳にA市の検認印が残っていることから、国民年金保険料を納付したことは間違いがない。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳（昭和43年7月1日 B県発行）の昭和44年度国民年金印紙検認記録の昭和44年4月から45年3月までのすべての欄に、A市が国民年金保険料を収納したことを示す検認印が押されていることが確認できる上、同年3月にA市の出納員による印紙検認台紙と検認印の照合が行われたことが確認できる。

また、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿では、申立期間②の国民年金保険料を収納したことが記録されている上、申立期間②の国民年金保険料が還付されていたことをうかがわせる事情が見当たらないことから、申立期間②の国民年金保険料は納付されていたものと考えられる。

一方、申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和43年7月1日に発行されていることが確認でき、その時点では、当該期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に

別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人に当該期間の国民年金保険料を過年度納付又は特例納付したとの主張は無い。

また、申立期間①の国民年金加入手続に関する申立人の記憶は明確でない上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年11月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 43 年 9 月まで  
② 昭和 55 年 2 月及び同年 3 月

私たち夫婦の国民年金への加入手続及びA市に転居するまでの期間の国民年金保険料の納付については、私の父親が行った。

その後、私たち夫婦は昭和 38 年ごろ、B市からA市（現在は、同市C区）に転居し、自営業を始めたが、夫婦共に同じ職場で働き、その後の国民年金保険料は、すべて夫婦一緒に納付してきた。

しかし、社会保険庁の私の国民年金の納付記録と夫の納付記録との納付期間にずれがあり、納得ができない。

なお、私たち夫婦は昭和 50 年ごろ及び 57 年ごろに数回、国民年金保険料をまとめて納付したことがあり、そのうちの 1 回は、D町役場の遠縁に当たる職員から、私たち夫婦の国民年金保険料の納付記録において、いずれも未納期間があるので納付するよう勧められ、私がまとめて納付し、その時これで未納が無いことになると言われ、私は、その言葉を信じていた。

まとめて納付した国民年金保険料額は夫婦合わせて数十万円ぐらいであった。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 1 月 14 日に連番で払い出されていることが確認でき、申立人夫婦が所持する国民年金手帳及びA市C区役所が保管する国民年金被保険者名簿の納付記録により、申立人夫婦の昭和 36 年度の国

国民年金保険料は現年度内、かつ、同一日に納付されていること、及び 47 年 4 月以降の申立人夫婦の国民年金保険料のほとんどが、いずれも現年度内、かつ、同一時期に納付されていることが確認できることから、申立期間②当時の申立人夫婦の国民年金保険料の納付方法は基本的に同一であったと推認される。

また、申立期間②は 2 か月と短期間である上、申立人は、当該期間の前後の期間の国民年金保険料が納付済みであり、申立人の夫の当該期間の国民年金保険料が納付済みであることを踏まえると、当該期間の国民年金保険料は申立人夫婦と一緒に納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①を含む昭和 37 年 4 月から 47 年 3 月までの期間については、社会保険事務所が保管する申立人夫婦に係る特殊台帳において、申立人の夫の 40 年 4 月から 45 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、第 1 回特例納付の実施時期に特例納付及び過年度納付の方法により納付されているが、申立人の 43 年 10 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料は、第 3 回特例納付の実施時期に特例納付されていることが確認でき、申立人夫婦における 37 年 4 月から 47 年 3 月までの期間における国民年金保険料の納付方法は異なっていたことがうかがわれる。

また、国民年金保険料の特例納付は、国民年金制度上、「先に経過した月の分から順次行うこと。」とされているものの、申立人が特例納付した当時の住所地を管轄する社会保険事務所に照会した結果では、「当時、納付者に分かりやすいよう納付済期間に近い月から充当した事例の方が多かったと聞いている。」と回答しているとともに、申立人の夫が特例納付した住所地の A 市に照会した結果でも、「納付者の希望に応じ、必ずしも先に経過した月の分から充当していたとは言えない。」と回答しており、いずれの行政機関も、特例納付について、原則とは異なった取扱いがあったことを認めている上、社会保険庁の記録において確認できる申立人夫婦の国民年金保険料の納付済期間は、いずれも特例納付期間等を含めて、60 歳到達時点で国民年金受給資格要件の 25 年をわずかに上回ることになることが確認できることから、申立人夫婦は、国民年金受給資格を取得するのに必要な期間の国民年金保険料を特例納付等の方法により納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は高齢かつ病気のため記憶が明確でなく、納付を勧めたとする町役場職員についても特定できないことから、保険料の納付状況等の詳細は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から同年9月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料については、昭和48年10月26日にA銀行B支店で納付した納付書兼領収書を所持しているため、回答に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和48年度国民年金保険料納付書兼領収書には、申立期間の国民年金保険料を昭和48年10月26日にA銀行B支店で納付した領収日付印が押されており、同保険料が納付されていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間は国民年金の未加入期間となっているが、申立期間の国民年金保険料が還付された等の事跡は認められず、C市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録から、当該期間の前後約12年間の保険料が納付されていることが確認できることを踏まえると、申立人が当該期間の保険料を納付していたものとするのが自然であるとともに、申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の3か月のみを資格喪失するとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月まで

私が居住していたA市には納税組合があり、組合長は毎月、国民年金保険料を集金していた。申立期間当時は私が納税組合長をしており、妻と息子の国民年金保険料と近所の方々の国民年金保険料と一緒に、毎月、農協のB支店へ納付していた。

また、私が家族の国民年金保険料もすべて納付しているのに、昭和 62 年 5 月分は私と妻が納付済みで息子が未納となっているのも納得できない。その後も 63 年 3 月まで必ず納めた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 10 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金制度発足の昭和 36 年 4 月から国民年金保険料を納付し、国民年金加入期間について、国民年金保険料を納付又は免除申請しており、申立期間を除き未納期間は無く、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁のオンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿により、申立人、その妻及び長男の国民年金保険料の納付年月日は、記録が確認できる期間についてすべて同一日であることが確認できるにもかかわらず、申立期間のうち昭和 62 年 5 月のみが、申立人及びその妻は納付済みとされ、申立人の長男は未納とされていることは不自然である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、申立人及びその妻の昭和 59 年 4 月から同年 12 月までの 9 か月間の国民年金加入記録が、60 年 6 月 8 日に、未納から納付済みに記録訂正されていることが確認でき、行政側における記録管理の不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月まで

私が居住していたA市には納税組合があり、組合長は毎月、国民年金保険料を集金していた。申立期間当時は私の父が納税組合長をしており、私と母の国民年金保険料と近所の方々の国民年金保険料と一緒に、毎月、農協のB支店へ納付していた。

また、私の父が家族の国民年金保険料もすべて納付しているのに、昭和 62 年 5 月分は父と母が納付済みで私が未納となっているのも納得できない。その後も 63 年 3 月まで父が必ず納めているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 11 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、20 歳から国民年金に加入し、国民年金加入期間について、国民年金保険料を納付又は免除申請しており、申立期間を除き未納期間は無く、申立人及びその父親の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁のオンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿により、申立人及びその両親の国民年金保険料の納付年月日は、記録が確認できる期間についてすべて同一日に納付されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間のうち昭和 62 年 5 月のみが、申立人の両親は納付済みとされ、申立人は未納とされていることは不自然である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の両親の昭和 59 年 4 月から同年 12 月までの 9 か月間の国民年金加入記録が、60 年 6 月 8 日に、未納から納付済みに記録訂正されていることが確認でき、行政側における記録管理の不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月まで

私が居住していたA市には納税組合があり、組合長は毎月、国民年金保険料を集金していた。申立期間当時は私の夫が納税組合長をしており、私と息子の国民年金保険料と近所の方々の国民年金保険料と一緒に、毎月、農協のB支店へ納付していた。

また、私の夫が家族の国民年金保険料もすべて納付しているのに、昭和 62 年 5 月分は私と夫が納付済みで息子が未納となっているのも納得できない。その後も 63 年 3 月まで夫が必ず納めているはずだ。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 10 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金制度発足の昭和 36 年 4 月から国民年金保険料を納付し、国民年金加入期間について、国民年金保険料を納付又は免除申請しており、申立期間を除き未納期間は無く、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁のオンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿により、申立人、その夫及び長男の国民年金保険料の納付年月日は、記録が確認できる期間についてすべて同一日であることが確認できるにもかかわらず、申立期間のうち昭和 62 年 5 月のみが、申立人及びその夫は納付済みとされ、申立人の長男は未納とされていることは不自然である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、申立人及びその夫の昭和 59 年 4 月から同年 12 月までの 9 か月間の国民年金加入記録が、60 年 6 月 8 日に、未納から納付済みに記録訂正されていることが確認でき、行政側における記録管理の不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年3月1日、資格喪失日に係る記録を39年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月1日から39年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間の被保険者記録が確認できない旨の回答を得た。当時の仕事内容や事務所のことなどを詳細に記憶しており、昭和38年の会社の忘年会の写真も保管してあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社における昭和38年の忘年会とする集合写真、及び社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録がある同僚で供述が得られた6人のうち4人が申立人を記憶しており、そのうちの一人（昭和38年8月24日に被保険者資格取得）は、「申立人の入社は自分より前で、申立人に仕事を教わりお世話になった。」と具体的に供述していることから判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、同名簿によると、申立期間当時、当該事業所においては女性被保険者が13人いることが認められるが、これは、申立期間当時の常務取締役及び同僚の一人が供述した当時の当該事業所の女性従業員数15人前後とほぼ一致し、申立人が提出した上記の集合写真に写っている9人の女性従業員のうち氏名が確認できた6人と、同会に不参加であった5人の女性従業員のすべてが厚生年

金保険に加入していたことが確認できる。

さらに、申立期間当時の常務取締役は、「当時はすべて正規雇用であり、社会保険の加入手続も当然なされていたはずである。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所における当該事業所の同僚の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散し、事業主も既に死亡していることから、当時の常務取締役に確認したところ、当時の資料は保管されておらず、不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届、喪失届、標準報酬月額算定基礎届が提出されているにもかかわらず、そのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の取得及び喪失等の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（昭和18年2月1日にB社に統合）における資格喪失日に係る記録を昭和18年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月31日から同年2月1日まで

A社がB社（現在は、C社）に統合されたので、同社に人事異動となったが、昭和18年1月に係る厚生年金保険の被保険者記録が空白になっているので、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社本社が保管する人事記録及び同僚の供述により、申立人がA社及び統合先のB社に継続して勤務し（昭和18年2月1日にA社からB社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるとともに、C社は、「労働条件、勤務形態及び勤務の継続性から判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料について、申立人の給与から控除されていたと推定できる。」と回答している。

また、C社本社は、「申立人の当該異動は、A社がB社に統合されたことに伴う人事異動であるが、異動手続の際に、A社が行った事務手続上の過誤が、申立人の厚生年金保険の加入記録に1か月の空白が生じる原因となったと思われる。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の記録から、20円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿において、資格喪失日が昭和18年1月31日と記録されており、C社本社は、「厚生年金保険料は納付されていると思われる。」と回答しているものの、A社が行った届出に関して過誤があったことを認めていることから、当時の事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年10月1日まで

私は、昭和50年12月からA社（現在は、B社）に勤務しているが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の標準報酬月額は34万円とされており、前年の標準報酬月額38万円よりも下がっていることが確認できた。

私は、申立事業所において、給与が前年よりも少なくなったという記憶は無い上、企業年金基金の記録では申立期間の標準報酬月額は41万円となっており、この金額が正しいと思うので、標準報酬月額の記録の訂正を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

企業年金基金の標準報酬月額の記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が41万円であることが確認できる。

また、B社及び企業年金基金は、申立期間当時は複写式の届出を用いていたと供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、企業年金基金の記録から、41万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録及び同社本社資格取得日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年9月は4万2,000円、同年10月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち、昭和43年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められ、同年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月30日から同年11月1日まで  
年金記録を照会したところ、昭和35年10月7日から平成12年3月25日まで勤務したA社における厚生年金保険被保険者期間のうち、昭和43年9月30日から同年11月1日までの期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

勤務期間に空白は無く、継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の在籍証明書及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人がA会社に継続して勤務し（昭和43年10月1日にA社C支店から同社本社営業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和43年8月の社会保険事務所の記録から、同年9月は4万2,000円、同社本社における同年11月の社会保険事務所の記録から、同年10月は6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間のうち、昭和 43 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間について、事業主は、当時の資料は保存されておらず不明としているが、事業主が資格喪失日を同年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和 43 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間において、事業主は、当時の資料は保管されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 25 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び 26 年 1 月 24 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 4 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月ごろから 26 年ごろまで

A 社の前身である B 市の C 社に勤めていた時の写真があるので、厚生年金保険の加入記録もあるはずである。

昭和 17 年 6 月ごろから、外地の D 社で働いていたが、戦時中の公益事業等の国家要員として外地へ行かせるということは、何らかの年金に加入していたはずである。

終戦により、日本に引き揚げてからは、B 市内の A 社で働いていた。

また、昭和 24 年 10 月に、E 米軍基地に勤務していた写真も出てきたので、こちらも厚生年金保険の加入記録を調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、申立人の妻が、申立人は昭和 24 年 10 月から E 米軍基地に勤務していたと主張する期間については、申立人の妻が提出した E 米軍基地内で撮影した申立人の写真から、申立人が当該基地内において勤務していたことが推認できるとともに、25 年 9 月 1 日から 26 年 1 月 24 日までの期間については、社会保険事務所が保管する F 管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、かつ、同一生年月日である者の厚生年金保険被保険者記録が確認できるとともに、同

人は 65 歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから、同人の記録は申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 25 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26 年 1 月 24 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿の記録から、8,000 円であると認められる。

- 2 申立期間のうち、申立人の妻が、申立人は昭和 9 年 9 月ごろから B 市の C 社（後継事業所は、A 社）に入社し勤務していた（退職時期は不明）と主張する期間については、申立人の妻が提出した資料から、同年 9 月ごろに申立人が C 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 社は厚生年金保険法（当時は、労働者年金保険法）の厚生年金保険料控除が開始された昭和 17 年 6 月より前に解散していることが法人登記簿で確認できる上、社会保険事務所の記録では、同社が B 市で厚生年金保険法の適用事業所であったことの記録は確認できず、申立人の妻が名前を挙げる同僚の同社における当該期間の厚生年金保険被保険者記録も確認できない。

- 3 申立期間のうち、申立人の妻が申立人は昭和 17 年 6 月ごろから終戦までの期間において外地の D 社に勤務していたと主張する期間については、申立人の妻が提出した資料から判断すると、当時、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、戦前、戦中の厚生年金保険法の適用範囲は、日本国の「内地」に限定されており、「外地」に所在する事業所は厚生年金保険の適用事業所となることはできず、社会保険事務所の記録によると、D 社が厚生年金保険法の適用事業所であったことの記録は確認できない。

また、申立人が名前を挙げる同僚の同社における当該期間の厚生年金保険被保険者記録も確認できない。

- 4 申立期間のうち、申立人の妻が、申立人は昭和 20 年の終戦とともに日本に引き揚げ、B 市内の A 社に勤務していた（退職時期は不明）と主張する期間については、同社業務部では、「当社には A 社の前身事業所に係る人事記録は現存するが、申立人が当社に在籍していた記録は無い。」と回答しているほか、社会保険事務所が保管する A 社の前身であった G 社 H 事業所及び I 社 J 支店の 17 年 6 月から 27 年 4 月までの期間の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者の記録は見当たらない上、申立人の妻が名前を挙げる同僚の同社における当該期間の厚生年金保険被

保険者記録も確認できない。

- 5 申立期間のうち、昭和 25 年 9 月 1 日から 26 年 1 月 24 日までの期間を除く期間については、申立人の妻は申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 25 年 9 月 1 日から 26 年 1 月 24 日までの期間を除く期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B分室における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年8月31日）及び資格取得日（昭和23年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4,200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月31日から同年12月1日まで

私は、昭和22年にA社に入社して平成元年に定年退職するまで一度も退職することなく、同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録によれば、申立人は昭和22年6月5日に入社し、平成元年1月16日に退職したことが記録されていること、同社は、正社員であった申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたと考えられると回答していること、及び複数の同僚が、申立人は同社を退職せずに継続して勤務していたと供述していることから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、4,200円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、現在、社会保険事務所からの請求額と実際の納付額は必ずチェックしていることから、当時も同じ取扱いをしていたと考えられるため、納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと、

及び事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 23 年 8 月から同年 11 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年6月から同年9月までは41万円、同年10月から4年9月までは36万円、同年10月から5年2月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から5年3月31日まで

社会保険事務所職員の訪問により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額の訂正が行われていることが分かった。

当該訂正後の記録は、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間における標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する平成3年6月から同年9月までは41万円、同年10月から4年9月までは36万円、同年10月から5年2月までは53万円と記録していたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年3月31日）の後の同年4月30日付けで、申立期間における標準報酬月額が3年6月1日にさかのぼって8万円に引き下げられている。

また、当時の事業主は、「当時の関係資料は残っていないが、厚生年金保険料を滞納したために社会保険事務所から呼出しを受け、滞納金額について説明があったことは記憶している。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年6月から同年9月までは41万円、同年10月から4年9月までは36万円、同年10月から5年2月までは53万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日及び同社C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。昭和40年7月に同社（県外）から同社C営業所に転勤したが、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社が提出した申立人の経歴証明書及び退職金計算簿、並びに申立人の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年7月21日にA社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当時のA社が厚生年金保険被保険者資格喪失届を、また、同社C営業所が資格取得届を誤って届け出た可能性があるとして回答しており、厚生年金保険被保険者名簿によれば、同僚13人について、申立人の資格喪失日（昭和40年7月20日）及び資格取得日（昭和40年8月1日）と同日付けとなっ

ていることから、社会保険事務所が被保険者資格の喪失日及び取得日をいずれも誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社（現在は、B社）C支所に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、同事業所における資格取得日に係る記録を昭和23年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については400円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C支所に事務担当職員として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人の職員原簿により、申立人が申立期間においてA社C支所に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和23年8月1日となっているものの、申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、「はじめて資格を取得した年月日」欄に「昭和23年4月1日」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人が所持する年金手帳には、社会保険事務所を示す「D」のスタンプが押印されている上、「初めて被保険者となった日」欄には「昭和23年4月1日」と記載されていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所において厚生年金保険被保険者証の再交付を行う場合には、その厚生年金保険被保険者証の記号番号を払い出した社会保険事務所に資格取得日の確認を行った上で行うこととされており、社会保険事務所では、「厚生年金保険被保険者証を再交付する場合は、健康保険厚生年金保険被

保険者名簿等の記録に基づき資格取得日を確認していた。しかし、申立人に係る被保険者名簿の資格取得日が昭和 23 年 8 月 1 日となっているにもかかわらず、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の資格取得日が同年 4 月 1 日となっている理由については不明である。」と回答しており、当該被保険者証は、社会保険事務所において何らかの記録に基づき資格取得日を確認した上で再交付されたものと考えられる。

また、申立人が所持する厚生年金基金年金裁定通知書（昭和 62 年 2 月 4 日付け商工中金厚生年金基金理事長通知）の「計算基礎」欄の「勤続期間」欄には「38 年 10 か月」（466 か月）と記載されており、これは、申立期間（4 か月）と、社会保険庁の申立人に係る厚生年金保険被保険者期間（462 か月）との合計と一致する上、B社は、「厚生年金基金年金裁定通知書の『勤続期間』欄に記載された期間と社会保険庁の被保険者期間は通常一致します。また、申立人は、職員原簿により昭和 23 年 4 月 1 日から在籍していることが分かりますので、厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行い、保険料は継続して納付済みであると考えております。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C支所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 23 年 4 月 1 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社が提出した申立人の職員原簿の記録から、400 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月及び同年 10 月

私は、昭和 57 年に退職した時に勤務先の本社の担当者から国民年金と国民健康保険の加入手続を自分で行うよう指導され、そのどちらも手続を行った。国民年金については、同年 9 月の初回分の保険料を A 市 B 区役所で納めた。納めた金額や 2 回目以降の保険料の納付については、はっきり憶<sup>おぼ</sup>えていないが、年金手帳の記録を訂正した同区役所の担当者から「漏れはありません。異動が多いですが、きちんとされていますね。」と言われていたのに、社会保険事務所から未納期間があると言われ、納付できない。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 9 月に払い出されていることが確認でき、その時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和 57 年に退職した際に国民年金に加入したと主張しているが、同年 9 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失してから同年 11 月に同被保険者資格を取得するまでの間に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った形跡は見当たらない上、社会保険庁のオンライン記録により、平成 8 年 10 月に申立期間の国民年金保険料の未納記録が追加されるまでは、申立期間は未加入期間であったことが確認でき、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等に関する申立人の記憶が明確でない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正14年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年4月まで

A市の市営住宅に居住していたころ、同じ市営住宅に住んでいた夫の同僚の奥さんと同時期にA市役所に行って国民年金に加入し、毎月一緒に国民年金保険料を納付していた。

その後、サラリーマンの妻は遺族年金をもらうので国民年金はもらえないらしいという噂<sup>うわさ</sup>を聞き、そのまま国民年金保険料を納付するのを止めた。申立期間の2年間は国民年金保険料を納付していたものと思うのに、申立期間が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年9月に払い出されていることが確認でき、申立期間においては、申立人の夫はB共済組合の被保険者であり、申立人は国民年金の任意加入被保険者とされることから、国民年金保険料をさかのぼって納付することができなかったと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、同じ市営住宅に居住していた夫の同僚の妻と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料も一緒に納付していたと主張しているが、同妻の氏名及び年齢により、社会保険庁のオンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿を検索したものの、同妻に係る国民年金の加入記録を確認することができない上、同夫婦は既に死亡しており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける供述も得られない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで  
② 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

私たち夫婦の国民年金への加入手続及びA市に転居するまでの期間の国民年金保険料の納付は、養父（妻の父）が行った。

その後、私たち夫婦は昭和 38 年ごろ、B市からA市（現在は、同市C区）に転居し、自営業を始めたが、夫婦共に同じ職場で働き、その後の国民年金保険料は、すべて夫婦一緒に納付してきた。

しかし、社会保険庁の私の国民年金の納付記録と妻の納付記録との納付期間にずれがあり、納得ができない。

なお、私たち夫婦は昭和 50 年ごろ及び 57 年ごろに数回、国民年金保険料をまとめて納付したことがあり、そのうちの 1 回は、D町役場の遠縁に当たる職員から、私たち夫婦の国民年金保険料の納付記録には、いずれも未納期間があるので、保険料を納付するよう勧められ、妻がまとめて納付したが、その時これで未納がないことになりまると言われ、その言葉を信じていた。

まとめて納付した国民年金保険料額は夫婦合わせて数十万円ぐらいであった。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 1 月 14 日に連番で払い出されていることが確認でき、申立人夫婦が所持する国民年金手帳及びA市C区役所が保管する国民年金被保険者名簿の納付記録により、申立人夫婦の昭和 36 年度の国

国民年金保険料は現年度内、かつ、同一日に納付されていること、及び 47 年 4 月以降の申立人夫婦の国民年金保険料のほとんどが、いずれも現年度内、かつ、同一時期に納付されていることが確認できる。

しかし、申立期間①及び②を含む昭和 37 年 4 月から 47 年 3 月までの期間については、社会保険事務所が保管する申立人夫婦に係る特殊台帳において、申立人の 40 年 4 月から 45 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、第 1 回特例納付の実施時期に特例納付及び過年度納付の方法により納付されているが、申立人の妻の 43 年 10 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料は、第 3 回特例納付の実施時期に特例納付されていることが確認でき、申立人夫婦における 37 年 4 月から 47 年 3 月までの期間における国民年金保険料の納付方法は異なっていたことがうかがわれる。

また、国民年金保険料の特例納付は、国民年金制度上、「先に経過した月の分から順次行うこと。」とされているものの、申立人の妻が特例納付した当時の住所地を管轄する社会保険事務所に照会した結果では、「当時、納付者に分かりやすいよう納付済期間に近い月から充当した事例の方が多かったと聞いている。」と回答しているとともに、申立人が特例納付した住所地の A 市に照会した結果でも、「納付者の希望に応じ、必ずしも先に経過した月の分から充当していたとは言えない。」と回答しており、いずれの行政機関も、特例納付について、原則とは異なった取扱いがあったことを認めている上、社会保険庁の記録において確認できる申立人夫婦の国民年金保険料の納付済期間は、いずれも特例納付期間等を含めて、60 歳到達時点で国民年金受給資格要件の 25 年をわずかに上回るようになることが確認できることから、申立人夫婦は、国民年金受給資格を取得するのに必要な期間の国民年金保険料を特例納付等の方法により納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたとする申立人の妻は高齢かつ病気のため記憶が明確でなく、納付を勧めたとする町役場職員についても特定できないことから、保険料の納付状況等の詳細は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から 63 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から 63 年 1 月まで

私は、60 歳になった 2 月の寒い日に、国民年金の任意加入の手続のために、A 市役所に行った。窓口の職員から継続して保険料を納付することができるとの説明を受けたような気がする。

申立期間は未加入となっており、加入記録に誤りがないか調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の記載内容により、申立人が昭和 63 年 2 月 19 日に任意加入被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、当該資格取得日は、A 市役所が保管する申立人に係る国民年金電算記録及び社会保険庁のオンライン記録と一致する上、申立期間については、さかのぼって被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付することができなかつた期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から53年3月までの期間及び54年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から53年3月まで  
② 昭和54年1月

申立期間当時、父が自営業をされており、両親は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、集金人に保険料を納付していた。

私の国民年金についても、私が20歳になったころ、母が国民年金の加入手続きを行い、私が就職して昭和54年2月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付してくれていたもので、未納となっていることに納得できない。

私は、申立期間当時、国民年金の加入手続等に関与していないので、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は分からない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、母親も既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①については、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月11日に申立人の妹と連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の妹についても、20歳に到達した45年1月から53年3月までの国民年金保険料は未納とされている。

さらに、申立期間②については、申立人は、申立期間②直後の昭和 54 年 2 月から厚生年金保険の被保険者となっているのが確認できるところ、当該事業所には、同年 1 月下旬から就職しており、このため申立人の母親が、厚生年金保険の資格取得日を誤認し、申立期間②の国民年金保険料を納付しなかったと考へても不自然ではない。

加えて、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 42 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 42 年 6 月まで

国民年金には、制度が開始された時から加入していたが、A社に入社したため、いったん国民年金の被保険者資格を喪失し、その後、同社を退職したので、国民年金に再加入した。

私の国民年金の加入記録は、昭和 42 年 7 月 15 日から任意加入したことになるが、改めて任意加入の手続をしたのではなく、その前から加入していたものを、結婚したため任意加入に変更したはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度開始当初にB市において払い出されていることが確認できるが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及びC市が保管する国民年金被保険者名簿の記録により、当該手帳記号番号に係る申立人の住所がB市から申立期間当時に居住していたC市D町に変更手続が行われたのは昭和 47 年 12 月ごろであると推認できることから、当該変更手続が行われる以前にC市では申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録から、昭和 42 年 7 月 15 日に申立人がC市において国民年金の任意加入手続を行い、B市で払い出された国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるものの、申立人は任意加入被保険者であることから、加入時点をさかのぼって申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、「昭和 42 年 7 月 15 日に婚姻に伴い、国民年金の強制加入から任意加入に種別を変更した。」と主張しているが、国民年金の種別変更が行われた記録は確認できず、申立人の主張どおり申立期間直前まで国民年

金保険料を納付していたにもかかわらず、新たに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考え難い上、申立期間についての申立人の記憶が明確でなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から55年3月まで

A市の会社を退職してすぐにA市B区C出張所で国民年金の加入手続を行った。その後、A市で結婚してすぐにD市に転居して入籍したが、昭和50年1月にD市のE社を退職した時も加入しなければならないと思っていたので、D市F区G支所で任意加入した。

国民年金保険料は毎月、農業協同組合のH支所に納付していた。ほかに固定資産税の納付もあり、その際は一緒に納付していたことを憶えている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、D市F区G支所で加入手続をしたと主張しているが、申立人がD市において国民年金に加入した形跡は確認できず、申立期間は63か月と長期間であり、申立期間のすべての納付記録が失われたとは考えにくい上、A市B区C出張所の国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和55年4月に同出張所で任意加入手続をしていること、及び申立期間は未加入とされていることが確認できる。

また、申立人は、昭和50年1月から55年3月までの国民年金保険料をD市で納付したと主張しているが、申立人はD市からA市へ転居したのは54年2月であると主張していることから、申立期間のうち同年2月から55年3月までの約1年間はD市に住民登録をしたままでA市に居住していたこととなり、当該期間の国民年金保険料の納付状況に関する申立人の記憶は不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は毎月、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、D市で毎月の納付方法となったのは昭和62年4月からであり、申立期間当時は3か月ごとの納付書であったことから、申立人の主張と実際の納付方法は一

致しない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から同年12月まで  
申立期間の国民年金保険料は、昭和57年5月14日に還付されているとの回答をもらった。国民年金保険料を還付され受領した記憶は無い上、A銀行で自分の口座を調べてもらったが、振込事跡は確認できないので回答に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について還付を受けた記憶は無いと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には、申立期間の国民年金保険料を還付したことを示す「還付56.9～56.12まで 57.5.14」と還付金額の記載のほか、昭和56年9月から同年12月までの各月欄に「納、還」の2文字の押印、及び同年9月欄に「喪失」の記載が確認でき、当該記載内容に不合理な点は無く、厚生年金保険との重複納付が判明したことにより申立期間の国民年金保険料が還付されたことを疑わせる事情は見当たらない。

また、B市では、国民年金被保険者名簿は既に処分されており存在しないものの、同市が保管する国民年金納付記録（電子記録）によれば、申立人は昭和56年9月1日に国民年金被保険者資格を喪失している上、昭和57年度までの納付月数は100月との記録があり、この記録は申立人に係る同年度までの納付記録である48年5月から56年8月までの月数と合致しており、申立期間の保険料が還付されたこととの矛盾は無い。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料について還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年9月から41年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、行政機関から委託された集金人が自宅に集金に来ており、私の兄が納付していた。申立期間当時は、国民年金手帳、領収書及び納付証紙は発行されていなかったと記憶している。私は、昭和37年から40年間欠かさず国民年金保険料を納付してきた。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳から、申立人の国民年金手帳は、昭和42年3月に発行されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち昭和37年9月から39年12月までの国民年金保険料は時効により納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳に貼付<sup>ちようふ</sup>されている国民年金保険料現金領収証書から、昭和41年度分の国民年金保険料が昭和43年8月29日に過年度納付、42年4月から同年7月までの国民年金保険料が43年2月10日、42年8月から43年3月までの国民年金保険料が同年4月30日にそれぞれ現年度納付されていることが確認でき、申立人の国民年金保険料は43年以降に納付が始められたものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の兄は既に死亡しており、保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人及びその兄が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 44 年 11 月までの期間、46 年 7 月から同年 9 月までの期間、47 年 4 月から 49 年 3 月までの期間、52 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 10 月から 53 年 3 月までの期間、54 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月から 44 年 11 月まで  
② 昭和 46 年 7 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月まで  
④ 昭和 52 年 4 月から同年 6 月まで  
⑤ 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで  
⑥ 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで  
⑦ 昭和 54 年 6 月

私は、昭和 36 年 4 月から両親が経営する店に勤務し、父親が金融機関で国民年金の加入手続を行ってくれ、その後は、近くの金融機関で私が国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 1 月 20 日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①のうち 38 年 3 月から 42 年 9 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の父親が金融機関において国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、当該金融機関は国民年金の加入手続の取扱いを

行っていない上、父親は既に死亡しており、国民年金の加入手続に係る供述を得ることはできないとともに、国民年金保険料の納付に関する申立人の記憶は明確でなく、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、昭和 38 年 3 月から平成 15 年 2 月までの国民年金加入期間において、申立期間を含めて 27 回にも及ぶ国民年金保険料の未納期間が見られるとともに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から44年5月までの期間及び45年3月から47年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から44年5月まで  
② 昭和45年3月から47年12月まで

30歳のころに母親に勧められてA市役所に行き、国民年金への加入手続をして、国民年金保険料を納付した。その時、同市役所の国民年金担当窓口の職員から、20歳にさかのぼって国民年金保険料を納めないと国民年金は受給できないと言われて、10年間の未納分の国民年金保険料を同市役所の国民年金担当窓口の職員に現金で納付したのに未納になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A市B区が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月7日に払い出されていることが確認でき、この時点は、第2回特例納付の実施期間であり、申立期間の国民年金保険料を特例納付することは可能であったが、A市は、特例納付の国民年金保険料は市役所窓口では収納せず、社会保険事務所が金融機関経由又は直接収納する取扱いであったと説明しており、A市役所の窓口職員に国民年金保険料を現金で特例納付したとする申立人の供述には不自然な点がみられる。

また、社会保険庁の特殊台帳により、申立人は過年度納付が可能な昭和48年1月までさかのぼって国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、同台帳では、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を特例納付した形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間の保険料を

3回に分けて納付したと申し立てているが、納付金額等についての記憶が明確ではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から51年9月まで

私が、昭和51年10月に結婚しA市（現在は、B市）に住んでいたころ、当時、C市に住んでいた私の母親から、申立期間の国民年金保険料を誰かに頼んで一括納付したとの電話があった。母親が私の国民年金保険料を納めないはずはないので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年8月にD町（現在は、D市）において申立人の夫と連番で払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、この時点において、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、第3回特例納付の実施期間終了後2か月間を経過していたことから、特例納付することもできなかつたと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親から当該期間当時の加入状況等を聴取することができない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1062

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 22 日から 49 年 1 月 1 日まで

昭和 46 年 5 月 1 日に A 社において厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、同年 5 月 22 日に被保険者資格を喪失している社会保険庁の記録が理解できない。事業所の事務処理は私が一人で行っていたが、そのような手続をした記憶も無く、50 年 6 月末に退職するまで同事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述等から、申立人が申立期間に A 社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険手帳記号番号及び健康保険の整理番号は、昭和 46 年 5 月 1 日及び 49 年 1 月 1 日に払い出された番号のほかには確認できない。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証において、資格取得年月日が「昭和 49 年 1 月 1 日」と記載されていることから、2 回目の手帳記号番号が払い出されたことが確認できる。

さらに、当該事業所は既に社会保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したところ、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、厚生年金保険の加入状況については分からない。」と回答しており、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この

ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 1 日から 61 年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額が、受け取っていた給与の半額程度と低い金額になっている。

保管していたA社の給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、標準報酬月額を本来の金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から 59 年 5 月までの期間については、申立人が提出した給与明細書に記載されている給与月額と、社会保険庁の記録上の標準報酬月額を比較すると、当該給与月額が上回っていたことが確認できるものの、申立人が提出した給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額と、社会保険庁の記録上の標準報酬月額に基づき算出した厚生年金保険料の金額は一致しており、申立人が社会保険事務所が算定する標準報酬月額に基づく保険料を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は認められない。

また、申立期間のうち、昭和 45 年 12 月から 52 年 12 月までの期間及び 59 年 6 月から 61 年 11 月までの期間については、申立人が主張する給与額及びこれに基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額に大きな変化は認められず、申立期間当時の同僚の標準報酬月額と比べても不合理な点は見当たらない。

さらに、A社は、平成 18 年 2 月に事業が譲渡され事業主が替っており、旧事業所当時の関連資料（人事記録、賃金台帳等）は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年9月1日から同年11月1日まで  
② 昭和26年4月1日から同年12月1日まで  
③ 昭和29年5月1日から同年11月1日まで  
④ 昭和30年6月26日から31年3月21日まで

社会保険事務所に亡夫の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A組合（申立期間①及び②）及びB社（申立期間③及び④）に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が一部無いことが分かった。

給与明細書等の保険料控除を証明できる資料は無いが、亡夫が生前に記載した履歴書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人の妻は、その所持する申立人が生前に記載した申立人の履歴書に基づき、申立人が昭和25年9月1日に入社し26年12月1日に退職するまでの期間、A組合に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、申立期間①直後の昭和25年11月1日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間②直前の26年4月1日に同資格を喪失している記録は確認できるが、申立期間①及び②における申立人の被保険者記録は確認できない上、社会保険業務センターが保管する申立人に係る被保険者台帳（旧台帳）において

も、申立人の当該期間に係る被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、A組合は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、法人登記の記録では、昭和34年12月12日に解散しているため、当時の事業主の連絡先が不明であり、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に名前が確認できる同僚20人についてオンライン記録を調査したところ、11人については厚生年金保険被保険者記録が確認できず、残り9人の同僚のうち5人が既に死亡しており、4人については連絡先が不明であることから、当該期間において申立人が厚生年金保険料を控除されていたことに関する供述を得ることができず、申立期間①及び②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 2 申立期間③及び④については、申立人の妻は、その記憶に基づき、申立人が申立期間③から④までの期間、B社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、B社は、昭和29年11月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となった後、30年6月26日に同適用事業所に該当しなくなっており、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日が当該事業所が適用事業所となった日及び適用事業所に該当しなくなった日と一致する上、社会保険業務センターが保管する申立人に係る被保険者台帳（旧台帳）とも一致している。

また、当時の事業主は死亡していることから、現在の事業主に照会したところ、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる同僚の連絡先が不明であることから、当該期間において申立人が厚生年金保険料を控除されていたことに関する供述を得ることができず、申立期間③及び④における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立人の妻は、すべての申立期間について申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③及び④について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び⑤について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月3日から28年4月20日まで  
② 昭和28年4月20日から同年5月1日まで  
③ 昭和28年5月1日から29年5月15日まで  
④ 昭和29年5月15日から同年11月20日まで  
⑤ 昭和29年11月20日から30年1月1日まで

私は、昭和26年4月にA社（現在は、B社）に入社し、船舶通信士として漁業に従事していたが、当時、通信士は基本給1万2,000円で漁獲売上高に応じた歩合給が基本給に上乗せされる給与方式だったように思う。漁労長や船長をはじめ他の船員はすべて歩合給のみの報酬であり、歩合給に応じた船員保険料を納めているはずである。

昭和26年4月3日から29年11月20日までの標準報酬月額は1万2,000円になっているが、通信士の場合は基本給のみの標準報酬月額の算出には疑問がある。歩合給は毎回変動があるはずで42か月間も標準報酬月額が同額であるのはおかしい。

また、昭和28年4月、29年11月及び同年12月の計3か月間が厚生年金保険の未加入期間になっているが、私は継続して働いており、給与もずっともらっていた。すべての申立期間の被保険者記録について、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、i) 昭和26年4月3日

にA社において船員保険被保険者資格を取得し、28年4月20日に資格を喪失、ii) 同年5月1日に船舶所有者であるC氏において船員保険被保険者資格を取得、29年5月15日に資格喪失、iii) 同年5月15日に、D社において船員保険被保険者資格を取得し、同年11月20日に船員保険被保険者資格を喪失した記録となっているものの、申立人が所持する船員手帳によると、申立人は、上記のi) 及びii) に係る26年4月3日から29年5月15日までの期間については、26年4月2日から28年3月28日までの期間において、A社が所有するE丸、F丸、G丸及びH丸、並びに同社傘下のC氏が所有するI丸に、上記のiii) に係る29年5月15日から同年11月20日までの期間については、28年4月25日から同年5月1日までの期間及び同年5月1日から33年4月26日までの期間において、同社から分離したC氏が所有するJ丸に乗船している記録となっており、両記録は必ずしも一致しない。このことについて、B社に照会した結果、同社は、申立期間当時の記録が残っておらず、不明であるとしているものの、C氏及びD社はいずれもA社の系列であることから、すべての申立期間において、申立人が、当該事業所に所属する船舶に乗船していたことは推認できる。

- 2 申立人は、申立事業所においてすべての申立期間を通じて申立人が従事した「通信士」のみが基本給に歩合給を加算した給与を受けていたこと、及び申立期間①、③及び④については、基本給は勤務期間を通じて1万2,000円であり、歩合給を加算した給与を受けていたことから、乗船期間を通じて1万2,000円とされている標準報酬月額は、給与支給額に応じたものとなっていないと主張しており、申立期間①については、申立人が所持する船員手帳において、雇入時の給料欄には、昭和26年4月2日が「6,000」、同年9月21日は「5,000」、27年7月2日は「13,000」、28年1月16日は「11,000」と記載されていること、及び手当欄には「歩合」と記載されていることが確認できるものの、社会保険事務局が保管する船員保険被保険者名簿及び社会保険業務センターが保管する申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）において、26年4月3日における標準報酬月額は6,000円、同年11月1日は7,000円、27年4月1日は7,000円、同年10月1日は9,000円と記録されており、各雇入時の給料額と同被保険者名簿等に記載されている標準報酬月額とは必ずしも一致しない。

また、申立期間③及び④については、申立人が所持する船員手帳において、雇入時の「給料」欄には、昭和28年4月25日が「11,000」、同年10月14日は「12,000」と記載されているものの、上記の船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳（旧台帳）において、同年5月1日から29年10月までは10,000円と記録されており、雇入時の給料額と被保険者名簿等に記載されている標準報酬月額とは一致しない。

しかしながら、当該船員手帳の給料欄に記載されている金額は雇入時点での報酬月額であり、雇入期間のすべての期間の報酬月額を保証するものではなく、B社に照会した結果、「通信士だけでなく、職種ごとに金額は違うが基本給と歩合給が支払われていた。漁獲量によって歩合給は大きく変動するので、標準報酬月額の算定には歩合給を報酬に入れておらず、基本給をもとに算定した標準報酬月額を届け出ていたと思う。」と供述しているとともに、当該事業所が保管する「船別船員台帳」において、申立人と申立期間①当時の昭和 26 年 9 月から 27 年 2 月までの期間に同じ船に甲板員として乗船していたことが確認でき、連絡がとれた唯一の同僚に照会したところ、「基本給とは別に歩合給が出ていたと思う。」と回答していることを踏まえると、申立事業所が標準報酬月額の算定について、申立人の主張どおりの届出を行った事情はうかがえない。

また、申立人は、申立期間を通じての報酬月額は基本給が 1 万 2,000 円であり、歩合給を含めると基本給の額を上回るはずであり、標準報酬月額が 1 万 2,000 円で推移していることに納得がいかないと主張しているが、社会保険庁が保有するオンライン記録において申立人に係る申立期間①、③及び④の期間における標準報酬月額は、いずれも 1 万 2,000 円と記録されているものの、当該標準報酬月額の記録は、厚生年金保険法の昭和 44 年附則第 34 条の規定に基づき、1 万 2,000 円に満たない標準報酬月額については、同額に読み替えることとなっていることに伴うものであり、このことを申立人が誤認している可能性がうかがわれる。

- 3 申立期間②及び⑤については、申立人は、所持する船員手帳の記載内容を基に継続して勤務していたので、当該期間についても船員保険被保険者期間として認めるよう主張しており、申立人が所持する船員手帳により、申立期間②については、J丸に係る雇入日は昭和 28 年 4 月 25 日、雇止日は同年 10 月 14 日と記載されていること、及び申立期間⑤については、J丸に係る雇入日は同年 10 月 14 日、雇止日は 30 年 6 月 11 日と記載されていることが認められるものの、社会保険事務局が保管するC氏及びD社の船員保険被保険者名簿及び社会保険庁業務センターが保管する申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立期間②及び⑤の期間における申立人の船員保険被保険者としての記録は確認できない。

また、船員手帳における雇入年月日及び雇止年月日の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために記載されているものであり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではなく、雇入年月日及び雇止年月日が記載されていることをもって直ちに船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日の根拠とすること

はできない。

さらに、当該事業所に照会したところ、「申立期間当時、船員は1回の航海ごとに契約していたので、乗船していない期間については船員保険に加入させていない可能性が高く、申立人の未加入期間についても、短期間であり、船がドック入りしていた期間と思われることから、船員保険に加入させていなかったものと考えられるものの、当時の資料等が残っておらず、その事実の確認はできない。」と回答しており、乗船記録による勤務実態や保険料控除についての事実の確認はできない。

- 4 申立人は、すべての申立期間について船員保険料を事業主により給与から控除されたことが確認できる給与明細書等は所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとともに、申立期間②及び⑤の期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年7月10日から33年4月1日まで  
② 昭和33年7月7日から同年11月1日まで  
③ 昭和34年1月6日から35年4月1日まで

申立期間については、厚生年金保険の加入記録が無いということであるが、夫が死亡しているため、すべて不明であるものの、働いていない時期は無いので、厚生年金保険に加入しているはずであり、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社(現在は、B社)が保管している人事管理台帳から、申立人が、それぞれの申立期間の前後の期間に日雇労働者として勤務していたことは確認できるが、同事業所は、「申立人は、申立期間については勤務していなかった。日雇労働者は、1か月を超えて勤務していた期間について厚生年金保険に加入させており、被保険者資格を喪失し、その後、加入していないということは、その後は勤務していなかったということである。」と供述していることから、申立人がすべての申立期間について、勤務していたこと及び厚生年金保険料を控除されていた事情はうかがえない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は、同事業所の人事管理台帳の記録と一致している上、申立人が同事業所において被保険者資格を喪失する都度、健康保険証を返納していることが記録されており、申立期間を含む前後の期間においても同被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、同被保険者名簿から、申立人の申立期間と同時期に同様の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、回答を得られた全員が「日雇労働者として働いていた。」と供述しており、そのうちの一人は、「仕事が無いときは失業保険をもらっていた。」と供述している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持していない上、申立人は死亡しており、保険料控除や勤務実態及び同僚等の氏名を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 7 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 39 年 3 月に高校を卒業し、同年 4 月 7 日から A 公社 B 事業所に採用されることを前提に臨時雇用員として勤務した。その後、数か月もしないうちに C 事業所に転勤になり、同年 10 月 1 日に試用員となり、同年 12 月 1 日に職員（正社員）となった。

私の知る限りでは、昭和 38 年度以降は臨時雇用員も全員が厚生年金保険に加入していたと聞いている。私の場合、昭和 39 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者の資格取得となっているのも臨時雇用員の時である。当時、厚生年金保険被保険者となっていたことの証明書類も無く、社会保険事務所から厚生年金保険被保険者の記録に名前が見当たらないとの回答が来て、不安でならない。調査して記録を回復してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 公社の業務を継承した D 機構からの従事歴証明書及び同事業所が保管する申立人に係る履歴書から判断すると、申立人が昭和 39 年 4 月 7 日から A 公社 B 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D 機構は、当時の臨時雇用員や試用員には、A 公社職員に適用された共済組合員資格が付与されておらず、臨時雇用員等に対し厚生年金保険等へ加入を進め、その取り組みがなされたが、厚生年金保険等への加入は、現場の各事業所の裁量に委ねられていたことから、申立人が在籍していた事業所は、社会保険庁で確認できる昭和 39 年 6 月 1 日から厚生年金保険の被保険者資格取得の届出を行ったものと思料されると回答している。

また、当時、申立人が同時期に B 事業所に勤務していたとする同僚の一人は、申立人と同じく昭和 39 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得

しているが、同年3月15日にB事業所へ入社し、試用期間が2か月程度あり、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかったと供述しており、別の同僚の一人も、入社日ははっきりしないものの、高校を卒業して入社し、申立人と同じ同年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでは厚生年金保険に加入していなかったと思うと供述している。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月から27年11月10日まで  
かねてから私の年金記録にA社に勤めていた期間の記録が無く、何度となく社会保険事務所に照会したが、該当する記録は無いとの回答であった。しかし、再調査をお願いした際、1か月だけA社の年金記録が見つかったとの回答があったが、私は同社には申立期間を含む1年5か月間勤務した記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は昭和27年11月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立期間において申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、上記被保険者名簿により、申立人が自身よりも早い時期からA社に入社し、2年間以上勤務していたと記憶する同僚について、同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できるのは5か月間のみであり、同社においては、従業員を勤務期間どおりに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は既に閉鎖しており、事業主の連絡先も不明であることから、申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 5 日から平成 15 年 8 月 31 日まで

A社に勤務していたが、社会保険庁の年金記録では、標準報酬月額が数十か月も変わっていない期間があり、納得できないので、標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

また、特別支給の厚生年金保険給付額の定額部分の計算月数が 444 か月で打ち切られていることや、賞与から特別保険料を徴収されているのに、年金給付額に反映されないのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、A社が保管している平成 11 年 10 月から 15 年 7 月までの個人別年間支給額照会により、申立人の給与額に基づき算出した標準報酬月額、これに対応する健康保険厚生年金保険標準報酬月額決定通知書の金額及び社会保険事務所が保管する標準報酬月額（電子データ）とは一致している。

また、当該個人別年間支給額照会は、厚生年金保険料控除額に計算上の誤りが無く、申立人が提出した給与明細書（平成 15 年 7 月分）及び賞与明細書（平成 12 年夏分、同年冬分及び 15 年夏分）と一致している。

さらに、社会保険事務所が保管する昭和 37 年 3 月 5 日から 62 年 8 月 1 日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿（原簿）に記載された標準報酬月額と社会保険事務所が保管する標準報酬月額（電子データ）は一致しており、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に相当する保険料額を上回る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていた事実は確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の標準報酬月額が 3 年以上変更されなかった

期間は、昭和 57 年 10 月 1 日からの 48 か月、63 年 10 月 1 日からの 36 か月及び平成 4 年 8 月 1 日からの 38 か月の計 3 回、延べ 122 か月が認められる。一方、当該事業所において標準報酬月額が 3 年以上変更されていない期間がある申立人より 1 歳年上の同僚二人のうち一人は、標準報酬月額が変更されていない期間が昭和 58 年 10 月 1 日からの 36 か月、62 年 10 月 1 日からの 58 か月、平成 5 年 10 月 1 日からの 52 か月及び 10 年 2 月 1 日からの 44 か月の計 4 回、延べ 190 か月であること、及び他の同僚は、標準報酬月額が変更されていない期間が昭和 56 年 8 月 1 日からの 50 か月、平成 3 年 10 月 1 日からの 36 か月、6 年 10 月 1 日からの 36 か月及び 10 年 3 月 1 日からの 55 か月の計 4 回、延べ 177 か月あることが確認でき、標準報酬月額が長期にわたって変更されていない期間があることのみをもって、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に相当する保険料額を上回る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたとは認め難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、特別支給の老齢厚生年金に係る給付額のうち定額部分計算月数の上限を 444 か月とすることは、厚生年金保険法附則第 17 条（平成 6 年法律第 95 号）の規定に基づいており、また、平成 15 年 4 月より前の期間においては、報酬比例部分計算の平均標準報酬額は厚生年金保険法第 3 条第 1 項 3 号の規定により賞与額を反映しないこととされている。これらの制度がおかしいとの主張は年金記録訂正の対象となるものではない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 10 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間の初日から正職員としてA病院（現在は、B病院）に雇用されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間として記録されていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、申立人が申立期間の初日に勤務を開始した旨の入社証明書をB病院が発行していること、及び申立人が名前を挙げた同僚からの文書回答から判断すると、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A病院は申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなく、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚4人全員の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となった日と同日である昭和39年10月1日となっており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、A病院の唯一の系列医療機関であるC病院の健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、申立期間において申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、B病院では、「申立期間当時の労働者名簿は保存しているものの、厚生年金保険の届出に係る記録は保存していないため、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況についての詳細は不明である。」と回答している上、申立人の勤務を記憶し、平成21年3月末まで当該病院の理事を務めていた者は、申

立期間を含む2か月間程度を全従業員の試用期間と考えていたため厚生年金保険の適用事業所としての届出は行わなかった旨を供述している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月1日から同年9月1日まで  
(A社又はB社)  
② 昭和22年9月1日から24年5月14日まで  
(C管理事務所)  
③ 昭和25年8月15日から同年11月1日まで  
(C管理事務所)

平成3年に、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、D町のA社又はB社と、E米軍基地内施設で勤務していた期間の記録が無かった。その際、社会保険事務所に調査を依頼すると、自分で被保険者名簿を確認するように言われたため名簿を確認し、自分の記録を見つけたので、同事務所に申し出たところ、担当者から統合処理をされると言われたが、今回のねんきん特別便を確認したところ、同年に見付けた記録のうち、申立期間に係る記録については記録回復がなされていなかった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所の記録によれば、B社（現在は、F社）G出張所が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和23年8月1日であり、申立期間①において、同出張所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、F社は、「当社には、申立人が在籍した資料及び厚生年金保険料控除に関する資料は無く、勤務状況は不明であるが、Dで勤務していたということから判断すると、正社員としてではなく、現場雇用として勤務していたものと思われ、厚生年金保険に加入していたか不明である。」と回

答している。

さらに、社会保険事務所が保管するB社G出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から名前が確認できた同僚からは、「G出張所が厚生年金保険の適用事業所となる前からDにはB社の事務所はあったと思うが、H支店において厚生年金保険に加入させる等の措置は無かったと思う。Dの人はG出張所でしか加入していないと思う。当時は、現場作業員は加入させない等の措置はあったと思う。」との供述が得られている。

なお、B社H支店は申立期間①の途中の昭和22年5月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっているが、社会保険事務所が保管する同社同支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、事業所適用後の申立期間①に係る申立人の被保険者記録は確認できない。

- 2 申立期間②及び③のうち、申立期間②については、国の所管局が保管するC管理事務所の従業員名簿の職歴欄に、「昭和22年11月E占領軍日傭現在」と記載されていることから判断して、少なくとも同月以降の申立期間②において、申立人が同事業所に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、C管理事務所が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年4月1日であり、また、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は同年5月14日、同喪失日は25年8月15日と記録されており、申立期間②及び③における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、国の所管局が保管するC管理事務所の従業員名簿により、申立人は、昭和24年5月14日雇入れ、25年8月14日退職であったことが確認できるとともに、同局が保管する同事業所の厚生年金加入台帳では、申立人は、24年5月14日に資格を取得し、25年8月15日に資格を喪失していることが確認でき、これらの記録は、上記社会保険事務所が保管するC管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における記録と合致する。

さらに、申立人は、「米軍施設へはI公共職業安定所を通して仕事を紹介された。」と申し立てしているところ、J市図書館が所蔵する「J市史」によれば、「C管理事務所が昭和23年5月に発足するまでは、I公共職業安定所が進駐軍に関する労務者の提供及び賃金の支払いを行っていた。」との記述が確認でき、当該記述内容は申立人の申立内容と一致するものの、社会保険事務所の記録によれば、I公共職業安定所が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年9月19日であり、申立期間②及び③において、同公共職業安定所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、同公共職業安定所からは、「C管理事務所へ引き継ぐ前の資料は保管されておらず、当時の状況は不明である。」との回答が得られている。

加えて、社会保険事務所が保管するC管理事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できた同僚から聴取しても厚生年金保険の適用に関する情報についての有力な供述を得ることができず、申立期間②及び③における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立人はすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 9 日から 36 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 36 年 5 月 1 日となっていた。同社には 35 年 3 月 9 日に入社し、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B支店に勤務していた同僚として名前を挙げた二人が、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間における被保険者記録が確認できる上、当該同僚二人から、申立人が申立期間において勤務していた旨の供述を得られたことから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 36 年 5 月 1 日であり、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の連絡先は確認できない上、C市D区に所在するE社は、「当社は、申立期間当時、県外のFに本店を有していたA社と事業所名称は同じであるが、同社B支店の従業員が中心となって別途設立した会社であることから、申立期間当時の同社の厚生年金保険被保険者名簿等の資料は引き継いでいない。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管するE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、申立人と一緒に同社B支店に勤務していた従業

員 12 人中、F 本店からの異動者 4 人を除き、申立人を含む 8 人が昭和 36 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、12 人全員が同年 7 月 21 日に同資格を喪失していることが確認できる上、当時の同社 B 支店長は、「当時は、B 支店在籍の職員に係る給料支給等はすべて F 本店が担当しており、自分も最後の一年くらいは知らない間にほかの従業員と同様に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させられていた。その後、F 本店は倒産したが、倒産するまでの数年間は経営が苦しく、F 本店が、一部の従業員については厚生年金保険に加入させていなかったのかもしれない。」と供述していることから判断すると、当時、事業主は、従業員について一律に厚生年金保険に加入させていなかった可能性が認められる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間当時、A社（現在は、B社）のC支店に勤務し、入社当初は個人宅への集金業務を2か月間ほど担当し、その後、個人宅への販売契約業務を担当していたが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。確かに在籍していたことは間違いないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した当時の社名入りの名刺、及び従事していたとする仕事の内容に関する記憶が明確であることから判断すると、申立人がA社に在籍していたことは推認することができる。

しかしながら、公共職業安定所の雇用保険の被保険者記録において、当該事業所における申立人の記録は確認できない。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用状況についてB社に照会したところ、同社は、「当時の人事資料、申立人に係る厚生年金保険料の源泉控除に係る資料等は保存しておらず、申立人を厚生年金保険に加入させていたか不明である。また、健康保険組合の被保険者記録を確認したが、申立人が当該期間に被保険者となった記録は確認できない。」と回答している。

さらに、申立期間は約3か月であるが、B社では、「当時は、7か月から12か月程度の試用期間を設け、その間は、通常、厚生年金保険に加入させていなかった。」旨供述しており、A社においては、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この

ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 12 月 1 日から 29 年 7 月 1 日まで

中学校を卒業後しばらくして入社し、数年間勤務したA社における厚生年金保険被保険者記録が無い。時期ははっきり憶えていないが、在籍していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当該事業所を退職後、申立人と関連する仕事で顔を合わせるようになり、お互いが当該事業所に以前勤務していたことを知っているとする同僚は、「申立人の入社時期は私が退社してから数年後である。」と供述しているが、この同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 28 年 3 月 1 日である上、申立人より前から在職していたと申立人が記憶する二人の同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、一人が同年 5 月 1 日、もう一人は 31 年 10 月 18 日となっている。

また、申立人と同じころに入社したという同僚二人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、一人については昭和 32 年 5 月 8 日、もう一人は同年 7 月 10 日であることが確認できる。

さらに、申立人は、「中学校卒業後しばらくして入社し、数年間勤務していたはずである。」と申し立てているところ、申立期間後の昭和 32 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日までの当該事業所における申立人の未統合であった被保険者記録が確認され、記録が訂正されており、申立人は、「当該事業所に再入社したことはない。勤務の時期については、はっきり憶えていない。」と供述

している。これらの事実及び同僚の供述等を踏まえると、申立期間は、この確認された未統合の被保険者期間であった可能性がうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無いことから、当該期間における申立人の記録が欠落したとは考え難い上、当該事業所は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる資料（人事記録、賃金台帳等）を保管しておらず、元事業主も死亡しているため、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から 58 年 4 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

当時の同僚の名前を記憶しており、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できること、及び当該同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、B社では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人に聴取したところ、うち一人は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」、残りの一人は、「申立人に係る記憶は無く、厚生年金保険の適用に関する情報に

についても分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 56 年 3 月 1 日から 61 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた両申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

当該事業所には、開店当初から平成4年3月まで継続して勤務しており、同事業所が厚生年金保険の適用を受けた時から、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社が提出した申立人の「給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立期間①のうち、昭和 48 年 1 月から 52 年 3 月までの期間について、事業主から給与が支払われていることが確認できることから、当該期間において申立人が同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所では、「当時、従業員から厚生年金保険の適用については希望を聞いており、申立人は適用を希望していなかったと記憶している。」と回答している上、同事業所が提出した申立人の「給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」によれば、申立期間①のうち、昭和 47 年 10 月から同年 12 月までの同源泉徴収簿は保管されていないものの、48 年 1 月から 52 年 3 月までの期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和 52 年 4 月 1 日となっていることが確認できる。

さらに、公共職業安定所の記録によれば、申立期間①における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

- 2 申立期間②について、A社が提出した給与支払明細表により、申立期間のうち、昭和 59 年 5 月から 61 年 4 月までの期間、事業主から給与が支払われていることが確認できることから、当該期間において申立人が同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所では、「申立期間②については、申立人が個人的な理由により退職した記憶がある。」と回答している上、同事業所が提出した申立期間②に係る給与支払明細表によれば、申立期間②のうち、昭和 56 年 3 月から 59 年 4 月までの期間については、申立人に対し給与は支払われておらず、同年 5 月から 61 年 4 月までの期間については、給与は支払われているものの、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 56 年 3 月 1 日に被保険者資格を喪失し、61 年 5 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが確認できるが、申立期間②における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

- 3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1077

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 3 月 24 日から同年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 8 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A幼稚園における被保険者期間前後の申立期間①及び②、並びにB社（現在は、C社）における申立期間③に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

両事業所に勤務していたことは事実であるので、これら申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人の申立内容及びA幼稚園における申立人の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和 42 年 5 月 1 日、資格喪失日は 43 年 3 月 24 日、備考欄には健康保険証が返納されたことを示す「証返」の記録があり、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、当該事業所では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚 3 人に聴取したところ、うち一人は、「私も申立人と同じ昭和 42 年 4 月に入社しているが、厚生年金保険の加入記録が翌月の 5 月になっていることについて、当時、不自然だとは思わなかった。また、申立人と一緒に退職したが、3月中旬に行われた卒園式の後で、春休みには

出勤しなかったので、卒園式が終わった後に退職したのだと思う。」、一人は、「申立人に係る記憶は無いが、私が入社した際、理事長から『厚生年金保険は5月から加入します。』と言われた。退職は、卒園式の後の3月25日の給料日までいたので、3月末ごろだと思う。」、残りの一人は、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情、及び3月末に被保険者資格の喪失手続を行っていた事情がうかがえる。

2 申立期間③については、C社の回答及び申立人のB社における同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、公共職業安定所の記録によれば、申立期間③における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は平成2年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③において適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、C社では、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時の申立人に係る関係資料等は保存していない。当社が厚生年金保険の適用事業所になったのは平成2年であり、それ以前は、社員に対し国民年金に加入するよう指導していた。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人に聴取したところ、うち一人は、「申立人が勤務していた記憶があるが、会社が厚生年金保険に加入したのは平成2年であり、それ以前の従業員は、国民年金に加入していた。」、残りの一人は、「申立人に係る記憶は無いが、会社が厚生年金保険に加入したのは平成2年である。」と供述している。

3 申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。